

IV 届出等の手続に関する事項

1. 届出対象行為【景観法第 16 条関係】

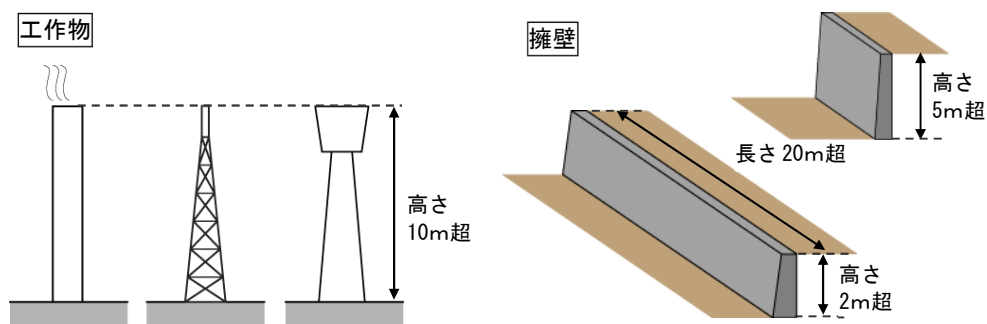
景観計画区域内で次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、景観法及び景観条例に基づき、市長に対して届出を行うものとします。

届出に際しては、景観条例に基づき協議を行います。

- 1 高さが 10 メートルを超える建築物又は延べ面積が 500 平方メートル以上の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 2 高さが 10 メートルを超える工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
ただし、擁壁については、高さが 5 メートルを超えるもの又は高さが 2 メートルを超えるもので長さが 20 メートルを超えるもの

次に掲げる工作物のうち高さが 10 m を超えるもの（擁壁については、高さが 5 m を超えるもの又は高さが 2 m を超えるもので長さが 20 m を超えるもの）

- ・建築基準法施行令第 138 条（第 1 項第 2 号を除く）に規定するもの
- ・鉄塔、鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの



- 3 開発行為に係る土地の区域の面積が 3,000 平方メートル以上の都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為
- 4 堆積の期間が 60 日を超え、かつ、その土地の区域の面積が 500 平方メートル以上の屋外における土石等の堆積

※届出対象行為の詳細については、景観条例の別表を参照してください。

※景観重点地区に指定された地区については、届出対象となる行為が別途定められることがあります。

2. 事前協議や届出に関する手続きの流れ

景観法及び景観条例に基づく事前協議や届出に関する手続きの流れは次のとおりです。

